

共同入札の手続き

1 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

公売財産が不動産（土地や建物）などである場合、共同入札することができます。

共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続や入札手続について、代表者のログインIDで行います。

2 手続に入る前に

手続に入る前に KSI オークションガイドライン、那珂市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。

代表者名でログインIDの取得などを行い、インターネット公売の画面上の那珂市インターネット公売の公売物件詳細画面より代表者のログインID公売参加仮申込みを行った後、この手続を行ってください。

公売保証金の納付方法及び金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要となります。

3 必要書類の提出

次の1から5までの書類を、那珂市へ書留郵便（配達記録等）にて送付してください。

1 公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振込依頼書

「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内を自署・記入してください。

「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入した住所、氏名、電話番号、会員識別番号、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付又は公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。

右下余白に、必ず「共同入札」と記載してください。

2 委任状（代表者以外の方全員から代表者に対する委任状）

「委任状（共同入札用）」をダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所（所在地）を自署・記入してください。

3 共同入札者持分内訳書

「共同入札者持分内訳書」をダウンロードし、共同入札者全員の氏名（名称）と住所（所在地）及び各共同入札者の持分を自署・記入してください。

委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、公売物件を落札された場合でも、所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

4 住所証明書（共同入札者全員分）

住所証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

共同入札者が法人の場合は、発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本などを提出してください。

5 陳述書など

「陳述書」をダウンロードし、太枠内を自署・記入してください。

4 公売保証金の納付

那珂市は、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記載されている代表者のメールアドレスあてに電子メールを送信し、振込先口座などをご案内します。このメールは必ず送信者に受信情報が届くように開いてください。

電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。

銀行振込

公売保証金を振り込んだ日から執行機関が納付を確認するまで、3開庁日程度要することがあります。

振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

類似の口座名にご注意ください。

現金書留の送付

公売保証金が 50 万円以下の場合に限ります。

現金書留の郵送料等は、公売参加申込者の負担となります。

郵便為替による納付

郵便為替証書は、発行日から起算して 175 日を経過していないものに限ります。

現金又は銀行振出小切手の直接持参

小切手は、水戸手形交換所管内のもので、かつ、振出日から起算して 8 日以内のものに限ります。

受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

那珂市が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続を行うと、入札することができるようになります。

公売参加仮申し込みを行ったログイン ID でログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

公売保証金は、入札開始日の 2 開庁日前までに執行機関が確認できるように納付してください。入札開始日の 2 開庁日前までに納付を確認できなかった場合、入札をしていただくことができなくなります。

5 入札の際の注意事項

公売参加申込が完了した代表者のログイン ID でのみ入札できます。

6 落札後の注意事項

共同入札者が買受人（最高価申込者又は売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、那珂市は、あらかじめログイン ID で認証された代表者のメールアドレスのみに電子メールを送信します。

代表者はメールを受け取ったらできるだけ早く、下記に電話で連絡してください。今後の手続についてご案内します。